登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や交流を出来るだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願い致します。

※以下の症状以外でも医師の診断により登園できない場合があります。

間野谷保育園　園児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒379-2201　伊勢崎市間野谷町530-79　TEL・FAX（0270）62-6570

該当疾患に○	疾　患　名	登園停止期間の基準 ＊以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	インフルエンザ （　　型）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
	風しん （三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘 （みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （ﾌﾟｰﾙ熱 ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ感染症）	主な症状が消失した後２日経過するまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O 157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

上記の疾患で、＿＿＿年＿＿月＿＿日　から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、＿＿＿年＿＿月＿＿日より登園をしてよいことを証明します。

※保育園での注意事項

証明日：＿＿＿年＿＿月＿＿日　医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印